

市役所の宿直業務を6月1日から 市役所本庁舎および白鳥庁舎へ集約します

市では、これまで市役所本庁舎とすべての振興事務所で宿直業務を行ってきましたが、各振興事務所で宿直が行う業務量が減少している現状を踏まえ、市民サービスの維持と効率的な行政運営の面から検討を重ね、6月1日から宿直業務を市役所本庁舎と白鳥庁舎の2庁舎へ集約することとしました。

これに伴い、大和、高鷲、美並、明宝、和良庁舎で行っている宿直業務を平成29年5月31日で廃止します。なお、閉庁日（土・日曜日・祝日・年末年始）の日直業務（午前8時30分から午後5時15分まで）は、すべての庁舎で従来どおり行っています。

今回の見直しにより、午後5時15分から翌日午前8時30分までの間、みなさんからの電話や届出等につきましては下記のとおりとなりますので、ご理解・ご協力をお願いします。

電話について

- ▶美並庁舎・明宝庁舎・和良庁舎への電話は「市役所本庁舎」へ転送され、市役所本庁舎の宿直が対応します。
- ▶大和庁舎・高鷲庁舎への電話は「白鳥庁舎」へ転送され、白鳥庁舎の宿直が対応します。
※ただし、IP電話は転送されませんので、通常の電話でおかけください。

各種届出等の提出について

- ▶市役所本庁舎または白鳥庁舎の宿直が対応します。（宿直を廃止する5庁舎では受領することができません）

社会体育施設等の鍵の貸出について（高鷲庁舎・美並庁舎のみ）

- ▶高鷲庁舎および美並庁舎では、平日の午後5時15分から午後7時15分までの間は職員が待機し、社会体育施設等の鍵の貸し出しを行います。

宿直業務集約までの流れ

試行期間 4月1日から5月31日まで

- 宿直業務を市役所本庁舎・白鳥庁舎に集約しますが、本格実施への円滑な移行のため、大和・高鷲・美並・明宝・和良の各庁舎にはこれまでどおり職員が常駐します。



本格実施 6月1日から

- 市役所本庁舎・白鳥庁舎に宿直を集約し、2庁舎体制で宿直業務を実施します。

また、宿直業務の集約に関わらず、市ではみなさんの安心・安全を確保するため、次のような対応を行っています。

風水害などが起こりそうとき

市防災計画に基づき、職員が各庁舎へ出動し、警戒にあたります。

夜間に断水が起こったとき

電話を受けた宿直者が、当番制で緊急時に備えている職員に連絡し、対応します。

宿直業務に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

- 市役所本庁舎 市長公室企画課 ☎67-1831
- 大和庁舎 大和振興事務所 ☎88-2211
- 高鷲庁舎 高鷲振興事務所 ☎72-5111
- 明宝庁舎 明宝振興事務所 ☎87-2211
- 白鳥庁舎 白鳥振興事務所 ☎82-3111
- 美並庁舎 美並振興事務所 ☎79-3111
- 和良庁舎 和良振興事務所 ☎77-2211